

ID: 440

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第24条		
例規番号	平成18年条例第196号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第24条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市下水道条例施行規程第21条の規定による。 (使用料の減免) 第21条 条例第24条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生活が著しく困窮している世帯 (2) その他特別の事情があると認められる者</p> <p>2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書(別記様式第15号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 管理者は、前項の申請について、減免の必要を認めたとき、又は減免を却下したときは、公共下水道使用料減免(却下)決定通知書(別記様式第16号)を交付する。</p> <p>4 第1項第1号に規定する生活が著しく困窮していると認められる世帯の判定基準は、その世帯の家族構成、生活保護受給状況、生活関連物品の所持状況及びその他公共料金の支払状況等を考慮して判断する。</p> <p>5 使用料を減免する場合の減免率は、その都度管理者が定める。</p> <p>「異常水量による場合は、異常水量認定基準に関する取扱要領による。」</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日